

# 第 8 期 決 算 公 告

平成22年6月28日

埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号  
株式会社 埼玉りそな銀行  
代表取締役社長 上 條 正 仁

## 貸借対照表（平成22年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	386,267	預金	9,785,452
現金	100,665	当座預金	233,988
預け金	285,602	普通預金	5,506,305
コ ー ル ー ン	176,487	貯蓄預金	192,986
債券貸借取引支払保証金	50,540	通知預金	12,632
買入金銭債権	54,403	定期預金	3,700,012
商品有価証券	49,189	その他の預金	139,526
商品国債	4,675	譲渡性預金	140,330
商品地方債	3,523	コ ー ル マ ネ	64,974
その他の商品有価証券	40,990	売現先勘定金	11,998
有価証券	3,391,708	借入金	97,400
国債	2,715,356	外国為替	97,400
地方債	344,467	外 国 為 替	135
社債	181,122	売渡外国為替	103
株式	120,887	未払外国為替	32
その他の証券	29,874	社 債	105,500
貸出金	6,386,315	その他の負債	74,607
割引手形	25,040	未決済為替借	9
手形貸付	239,446	未払法人税等	7,700
証書貸付	5,716,265	未払費用	15,887
当座貸越	405,562	前受収益	2,780
外 国 為 替	6,936	先物取引差金勘定	235
外国他店預け	6,512	金融派生商品	7,616
買入外国為替	175	その他の負債	40,379
取立外国為替	249	賞与引当金	2,193
その他の資産	52,251	退職給付引当金	2,816
未決済為替貸	0	その他の引当金	5,390
前払費用	2,006	支 払 承 諾	18,326
未収収益	11,734		
先物取引差入証拠金	270	負債の部合計	10,309,125
先物取引差金勘定	3		
金融派生商品	7,420	(純資産の部)	
その他の資産	30,816	資本金	70,000
有形固定資産	58,634	資本剰余金	100,000
建物	22,433	資本準備金	100,000
土地	31,117	利益剰余金	102,358
建設仮勘定	717	利益準備金	20,012
その他の有形固定資産	4,366	その他の利益剰余金	82,345
無形固定資産	2,976	繰越利益剰余金	82,345
ソフトウェア	297	株主資本合計	272,358
その他の無形固定資産	2,679	その他の有価証券評価差額金	24,761
繰延税金資産	22,189	繰延ヘッジ損益	△ 568
支払承諾見返	18,326	評価・換算差額等合計	24,192
貸倒引当金	△ 50,551		
		純資産の部合計	296,551
資産の部合計	10,605,676	負債及び純資産の部合計	10,605,676

# 損益計算書

〔平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		196,439
資金運用収益	153,927	
貸出金利息	131,763	
有価証券利息配当金	20,834	
コールローン利息	350	
債券貸借取引受入利息	92	
預け金利息	5	
その他の受入利息	881	
役員取引等収益	31,839	
受入為替手数料	8,297	
その他の役員収益	23,542	
その他業務収益	6,635	
外国為替売買益	719	
国債等債券売却益	5,915	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	4,037	
株式等売却益	968	
その他の経常収益	3,069	
経常費用		147,528
資金調達費用	18,153	
預金利息	13,680	
譲渡性預金利息	436	
コールマネー利息	70	
売現先利息	13	
債券貸借取引支払利息	157	
借入金利息	2,136	
社債利息	1,516	
金利スワップ支払利息	135	
その他の支払利息	6	
役員取引等費用	19,802	
支払為替手数料	1,704	
その他の役員費用	18,097	
その他業務費用	6,598	
商品有価証券売買損	26	
国債等債券売却損	5,099	
国債等債券償還損	717	
国債等債券償却	23	
金融派生商品費用	732	
営業経費用	78,423	
その他経常費用	24,550	
貸倒引当金繰入額	13,408	
貸出金償却	5,707	
株式等売却損	66	
株式等償却	107	
その他の経常費用	5,260	
経特別利益		48,911
固定資産処分益	41	
償却債権取立益	3,197	
経特別損失		269
固定資産処分損失	145	
減損損失	123	
税引前当期純利益		51,880
法人税、住民税及び事業税	33,299	
法人税等調整額	△ 11,130	
法人税等合計		22,169
当期純利益		29,710

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
  2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
  4. 固定資産の減価償却の方法
    - (1)有形固定資産  
有形固定資産は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	2年～20年
    - (2)無形固定資産  
無形固定資産は、定額法により実施しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  5. 繰延資産の処理方法  
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
  6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
  7. 引当金の計上基準
    - (1)貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者とで信頼が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,515百万円であります。
    - (2)賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
    - (3)退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

（会計方針の変更）  
当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。  
なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

  - (4)その他の引当金  
その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。  
主な内訳は次のとおりです。

預金払戻損失引当金	3,197百万円
-----------	----------

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金	1,356百万円
--------------	----------

信用保証協会の責任共有制度や提携商品における負担金として、将来発生する費用を見積もり、計上しております。
8. リース取引の処理方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。  
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。
10. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 連結納税制度の適用

株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は100百万円増加、繰延税金資産は49百万円減少、貸倒引当金は253百万円減少、その他有価証券評価差額金は73百万円増加し、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ229百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は50,418百万円で、すべて(再)担保に差し入れております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は4,094百万円、延滞債権額は81,848百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,969百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,109百万円あります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は114,021百万円あります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25,216百万円あります。
- 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	商品有価証券	17,993百万円
	有価証券	2,788,453百万円
	貸出金	22,981百万円
担保提供資産に対応する債務	預金	39,229百万円
	売現先勘定	11,998百万円
	借入金	25,900百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券146,302百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち敷金保証金は3,108百万円あります。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。  
これらの契約に係る融資未実行残高は、1,283,620百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,263,083百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。  
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 51,642百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 7,266百万円
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金71,500百万円が含まれております。
- 社債は、全額劣後特約付社債であります。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は29,013百万円あります。

14. 1株当たりの純資産額 78,039円74銭

15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛及び事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

なお、通常の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項は、次のとおりであります。

(1)取得価額相当額	有形固定資産	4百万円
(2)減価償却累計額相当額	有形固定資産	2百万円
(3)期末残高相当額	有形固定資産	2百万円
(4)未経過リース料期末残高相当額	1年内	0百万円
	1年超	1百万円
	合計	2百万円
(5)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料	2百万円
	減価償却費相当額	2百万円
	支払利息相当額	0百万円
(6)減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
(7)利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	

16. 関係会社に対する金銭債務総額 57,452百万円

17. 当事業年度末の退職給付債務等は、以下のとおりであります。

退職給付債務	△41,975 百万円
年金資産（時価）	37,159
未積立退職給付債務	△4,815
未認識数理計算上の差異	7,379
貸借対照表計上額の純額	2,563
前払年金費用	5,380
退職給付引当金	△2,816

18. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は11.09%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 10 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 1,365 百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 997 百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）	備考
親会社の子会社	りそな保証株式会社	直接 11.7%	保証委託関係 預金取引関係	住宅ローン等に 係る被保証	3,054,496	—	—	(注)1 (注)2
				保証料	5,419	未払費用	443	
				代位弁済	12,806	—	—	

(注) 1. 住宅ローン等に係る被保証の取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。

2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）	備考
役員及びその近親者	荒井 克治	—	当社監査役 荒井 隆男の父	預金取引	—	預金	81	(注)1
				資金の貸付	—	貸出金	455	(注)2
役員及びその近親者	荒井 邦夫 荒井 綾子	—	当社監査役 荒井 隆男の兄 当社監査役 荒井 隆男の義姉	賃貸マンション ローンに係る被保証	—	—	455	(注)3

(注) 1. 自由金利型定期預金であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間 26 年、1 ヶ月毎元利均等返済の賃貸マンションローンであり、不動産担保の提供も受けております。

3. 当社役員の子親者への賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。

3. 1株当たり当期純利益金額 7,818 円 67 銭

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスの傘下銀行として、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿って提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債や埼玉県債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社は預金の受入れ、社債の発行、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社では、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理（ALM）を行っております。その一環としての長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 貸出資産の内容及びそのリスク

当社は埼玉県を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

② 有価証券の内容及びそのリスク

当社で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行う為のほか、事業推進目的等で保有しております。

当期の決算日現在における有価証券残高のうち、日本国債の占める割合は80%となっております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

### ③デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社では、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

- ・金利関連  
金利スワップ、金利オプション、金利先物
- ・通貨関連  
為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
- ・株式関連  
株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション
- ・債券関連  
債券先物、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

#### (i) お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社はデリバティブ取引について次のような「行動基準」を作成し、お客さまと取引する際にはこの基準に沿って行っております。

- ・商品内容とリスクの説明  
商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。
- ・自己責任の原則と取引能力  
取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。
- ・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供  
取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

#### (ii) 金融資産・負債のヘッジ取引

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

具体的には資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

#### (iii) トレーディング取引

主として当社が晒されるリスクに対するヘッジや当社とお客さまとの取引に対する市場でのカバーを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述(3)②のとおり適切に管理しております。

### ④金融負債の内容及びそのリスク

当社はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。資金調達状況については、負債に占める預金の比率が94%となっております。

これらは、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

#### ①信用リスクの管理

当社における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査所管部署、問題先管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査所管部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題先管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。上記体制のもと、信用リスクの削減に向け、担保・保証等の保全強化による信用力補完、債権の質の向上等に努めております。保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があります。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、デリバティブ取引・レポ取引における相対ネットティング契約によっても保全を図っております。また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

## ②市場リスクの管理

当社における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会を設置しております。

当社は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュエーション・リスク）によるリスク量算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティブリティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク量、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

## ③流動性リスクの管理

当社における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会や流動性リスク管理委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的な対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

当社では、自社の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引について市場流動性の状況を月次で調査・報告するとともに、必要に応じてガイドラインを設定・日次でモニタリングする等により、適切な管理を行っております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述2.(注1)「金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社がお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	386,267	386,267	—
(2) コールローン	176,487	176,487	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	50,540	50,540	—
(4) 買入金銭債権	54,403	54,403	—
(5) 商品有価証券 売買目的有価証券	49,189	49,189	—
(6) 有価証券 満期保有目的の債券	441,077	454,535	13,457
其他有価証券	2,944,614	2,944,614	—
(7) 貸出金 貸倒引当金（※1）	6,386,315 △47,625		
	6,338,689	6,416,814	78,124
(8) 外国為替	6,936	6,936	—
資産計	10,448,206	10,539,789	91,582
(1) 預金	9,785,452	9,792,779	7,326
(2) 譲渡性預金	140,330	140,346	16
(3) コールマネー	64,974	64,974	—
(4) 売現先勘定	11,998	11,998	—
(5) 借入金	97,400	98,849	1,449
(6) 外国為替	135	135	—
(7) 社債	105,500	106,937	1,437
負債計	10,205,790	10,216,020	10,229
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	814	814	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,010)	(1,010)	—
デリバティブ取引計	(195)	(195)	—

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
 (※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。  
 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格を時価としております。

(5) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 有価証券

株式は当事業年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー、及び(4) 売現先勘定

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行への未払金（売渡外国為替）や顧客への未払金（未払外国為替）であり、約定期間は短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1) (※2)	4,903
② 組合出資金等(※3)	1,112
合 計	6,015

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式について58百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。



(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」「商品地方債」「その他の商品有価証券」中の短期社債、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	99

2. 満期保有目的の債券 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	187,811	192,361	4,549
	地方債	239,271	248,288	9,017
	小計	427,082	440,649	13,566
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	13,995	13,885	△109
	小計	13,995	13,885	△109
合計		441,077	454,535	13,457

3. その他有価証券 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	114,072	73,033	41,038
	債券	1,362,601	1,352,700	9,901
	国債	1,133,906	1,127,351	6,555
	地方債	62,204	60,082	2,121
	社債	166,490	165,266	1,224
	その他	25,894	25,487	406
	小計	1,502,568	1,451,221	51,346
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	1,912	2,435	△522
	債券	1,437,266	1,441,151	△3,884
	国債	1,393,638	1,397,111	△3,473
	地方債	28,996	29,196	△199
	社債	14,631	14,843	△211
	その他	56,068	57,316	△1,247
	小計	1,495,247	1,500,902	△5,655
合計		2,997,815	2,952,124	45,691

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	4,903
そ の 他	1,112
合 計	6,015

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,222	1,560	—
債券	2,413,115	5,598	4,451
国債	2,333,281	5,458	4,381
地方債	60,184	124	64
社債	19,649	14	6
その他	83,947	509	713
合計	2,502,285	7,667	5,165

5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当事業年度における減損処理額は、72 百万円 (うち株式 49 百万円、社債 23 百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて 50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて 30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	27,709 百万円
株式等償却否認	11,489
退職給付関連	9,280
土地評価差額	3,958
その他	8,249
繰延税金資産小計	60,687
評価性引当額	△20,625
繰延税金資産合計	40,062
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,824
土地評価差額	△7,007
その他	△1,040
繰延税金負債合計	△17,873
繰延税金資産の純額	22,189 百万円